

## 尾鷲市企業誘致促進条例の概要について

### 1 目的

中部電力尾鷲三田火力発電所跡地への企業誘致を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、本市における産業の振興と雇用の促進を図ることを目的とする。

### 2 対象地区等

対象地区：中部電力尾鷲三田火力発電所跡地

対象事業者：業種による規制・制限はしない。

### 3 奨励措置の決定方法

市長は該当する事業者から申請があった場合は、審査会に諮り、対象事業者の決定を行い、決定された事業者からの申請に基づいて奨励措置を行う。

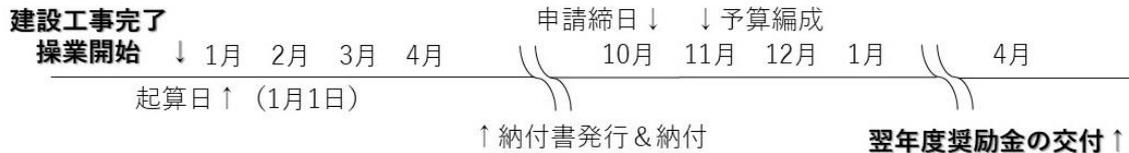
### 4 奨励措置(交付額・交付期間)の内容

種別	交付基準		交付額	交付期間
企業誘致 奨励金	個人及び資本金 5,000万円以下 の法人	投下固定資産総額に 係る固定資産税相当 額が500万円以上	納付された固定 資産税に相当す る額(千円未満 切り捨て)	新設又は増 設に係る固 定資産税を 納付した年 度の翌年度 から3年間 交付
	資本金5,000万 円超1億円以下 の法人	投下固定資産総額に 係る固定資産税相当 額が1,000万円以上		
	資本金1億円超 の法人	投下固定資産総額に 係る固定資産税相当 額が2,000万円以上		

※本制度以外の固定資産税の優遇制度等(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法)を活用している場合は対象外

### 5 奨励金交付スケジュール

建設工事完了・操業開始翌年の1月1日が固定資産税の起算日となることから、本市への納付額の同額を翌年度の当初予算に計上し、当該年度に奨励金として交付する。



### 6 国の法律による支援措置状況

過疎地域自立促進特別措置法						
対象者	対象業種	要件		内容		
青色申告書を提出する法人または個人で、次の設備を取得等(※1)した場合。	製造業 旅館業(下宿を除く)	個人及び資本金5,000万円以下の法人	取得価格500万円以上	国税	法人税 (所得税)	特別償却(5年間) 普通償却限度額の ・機械及び装置 32/100 ・建物・付属設備、構築物 48/100
		資本金5,000万円超1億円以下の法人	取得価格1,000万円以上 ※新設、増設のみ			
		資本金1億円超の法人	2,000万円 ※新設、増設のみ			
	農林水産物等販売業 情報サービス業等	資本金5,000万円以下の法人	取得価格500万円以上	地方税	事業税	課税免除(3年間)
		資本金5,000万円超の法人	取得価格500万円以上 ※新設、増設のみ	※2	不動産取得税 固定資産税	課税免除 課税免除(3年間)

※1 取得又は製作若しくは建設(建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む)

※2 不動産取得税については当該設備に係る家屋及び土地、固定資産税については当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地が対象となります。